警視庁告示第 2189 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 10 日

警視総監　　筒井　洋樹

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

納入通知書

3　公示事項

道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

福島県福島市笹木野字北谷地東１０－１　株式会社東邦コーポレーション内
東邦建機株式会社　　納入通知書（納付番号　30-331-260819-203983）

千葉県松戸市西馬橋２丁目３５－２０
斉藤　陽祐　　納入通知書（納付番号　30-663-260917-204715）

東京都調布市菊野台１丁目２７－１－１０１
田嶋　凜太郎　　納入通知書（納付番号　30-878-260826-204095）